

# 緊急事態措置再延長に伴う対策（概要）

## 1 緊急事態措置の再延長期間

6 / 1 (火) ~ 6 / 20 (日) [20日間]

## 2 飲食店等への要請の継続

- ・酒類及びカラオケ設備の提供の禁止。提供する飲食店等への休業要請
- ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への20時までの営業時間短縮を要請
- ・飲食店等への酒類の持ち込み禁止の要請

## 3 施設の使用制限の継続

### (1) 多数利用施設(※1)

#### [床面積 1,000 m<sup>2</sup>超]

- 20時までの営業時間短縮を要請
- 県独自に次の対策を実施
  - ・土日の休業を要請  
(但し、運動施設、博物館・美術館を除く[イベント関連施設との均衡])
  - ・現行の協力要請(19時までの営業時間短縮)は行わない。
- 入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止を要請

#### [床面積 1,000 m<sup>2</sup>以下]

- 入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止の要請
- 20時までの営業時間短縮を協力依頼

(※1)生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、化粧品等)の小売関係を営む店舗を除く

### (2) イベント関連施設(※2)

- ・イベントの開催制限を適用(「5,000人かつ収容定員50%以内」)
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止を要請

#### [床面積 1,000 m<sup>2</sup>超]

- ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請)

#### [床面積 1,000 m<sup>2</sup>以下]

- ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を協力依頼)

(※2)映画館等を劇場と同様イベント関連施設として整理

## 4 イベントの開催制限の継続

- ・人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保することを要請
- ・21時までの営業時間短縮を要請